

資金決済法に基づく情報提供について

株式会社三交タクシー（以下「当社」といいます。）は、資金決済法第13条第3項及び前払式支払手段に関する内閣府令第23条の2第1項各号に基づき、前払式支払手段の発行業務の健全かつ適切な運営を確保するため、お客さまの保護等に関する措置について、以下のとおり情報提供いたします。

1. 資金決済法第14条第1項の趣旨及び同法第31条第1項に規定する権利の内容

前払式支払手段の所有者の保護のための制度として、資金決済法第14条第1項に基づき、前払式支払手段の毎年3月31日及び9月30日現在の未使用残高の半額以上の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務付けられております。

万が一の場合、お客さまには、資金決済法第31条第1項に基づき、前払式支払手段に係る債権に関して、こちらの供託金（発行保証金）から、当社に対する他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利がございます。

2. 発行保証金の保全の方法

当社は、資金決済法第14条第1項に基づく発行保証金について、津地方法務局に供託金を納付する方法によって保全しています。

3. お客さまの意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生したお客さまの損害に関する補償その他の対応に関する方針

「三交タクシープリペードカード」「三交タクシークーポン券」の紛失、盗難等、お客さまに発生した損害が、当社の責めに帰さない事由に基づくものであると判断される場合、生じた損失について、当社はその責任を負わないものとします。